

市民病院における 自動精算機導入のご案内

<市長記者会見資料>
令和8年2月17日
病院局 医事経営課



令和8年3月23日(月) 利用開始

会計の混雑を緩和し、スムーズな支払いが行えるよう、

市民病院において自動精算機の利用を開始します。

【ご利用方法】

- ✓ 診察券を精算機に入れる または
- ✓ 受付票のバーコードを読み取る



現金／クレジットカード（一括払のみ）



問い合わせ先 医事経営課(電話:088-622-5121)

市民病院 院内案内図（1階）

